



記者発表資料

河川管理及び海岸管理のパートナーを募集します！

～ 大淀川・小丸川水系の「河川協力団体」と
宮崎海岸の「海岸協力団体」の公募を開始します ～

宮崎河川国道事務所では、平成30年度の「河川協力団体」及び「海岸協力団体」の公募を下記のとおり開始します。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、河川管理者から「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。

海岸協力団体制度は、河川協力団体と同じく、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、海岸管理者から「海岸協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。

申請頂いた団体の中から、その資質・能力等を審査の上、**活動を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を「河川協力団体」又は「海岸協力団体」として指定し、河川管理者又は海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることとなります。**

今回の公募は河川協力団体制度では管内で6回目となり、現在当事務所管内で2団体が指定を受けています。また、海岸協力団体制度では、管内で2回目となり、現在当事務所管内で1団体が指定を受けています。

◎平成30年度「河川協力団体」募集概要

- ・募集対象区間：大淀川・小丸川水系の国管理区間
- ・主な活動例：河川管理者に協力して行う河川工事・河川の維持
河川の管理に関する情報・資料の収集・提供
河川管理に関する調査研究
河川の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ・募集期間：平成30年11月1日（木）～平成30年12月28日（金）
- ・申請方法：「募集要項」に定める申請書類の提出（持参又は郵送）※募集期間内必着

◎平成30年度「海岸協力団体」募集概要

- ・募集対象区間：宮崎海岸
- ・主な活動例：海岸管理者に協力して行う海岸工事・海岸の維持
海岸の管理に関する情報・資料の収集・提供
海岸管理に関する調査研究
海岸の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ・募集期間：平成30年11月1日（木）～平成30年12月28日（金）
- ・申請方法：「募集要項」に定める申請書類の提出（持参又は郵送）※募集期間内必着

※「募集要項」その他公募の詳細については下記の事務所ホームページでご確認下さい。
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>（事務所からの募集情報）

※「募集要項」その他書類は当事務所河川管理課・海岸課でも配布しておりますので窓口までお問い合わせ下さい。 → 窓口：河川管理課（0985-24-8492）、海岸課（0985-24-8432）

発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ・宮崎市政記者クラブ

〈 問い合わせ先 〉

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

TEL 0985-24-8221 (代表)

TEL 0985-24-8492 (河川管理課直通)、TEL 0985-24-8432 (海岸課直通)

技術副所長 岩崎 征弘 (イワサキ ユキヒロ)

河川管理課長 工藤 秀樹 (クドウ ヒデキ)

海岸課長 東 和彦 (ヒガシ カズヒコ)